各農業共済組合並びに 組合員・農家の皆様へ

「新潟県農業共済組合連合会の国債売買損失問題」 に係る損害賠償請求訴訟 (一審) の結果報告について

日ごろより農業共済事業の運営につきましては、格別のご高配と ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会が平成13年度から同18年度までの間に国債の短期 売買により損失を発生させ、組合員・農家及び関係者の皆様に多大 なご心配とご迷惑をおかけしましたこと、ここに改めてお詫び申し 上げます。

本会では、本会と利害関係のない有識者による検証委員会(弁護士2人、公認会計士2人)の検証結果に基づき、当時の連合会長等に対し損害賠償請求訴訟を行ってまいりました。

このたび、新潟地方裁判所(一審)にて、本会の請求を棄却する 旨の判決が言い渡されました。司法による判断が出たことで、一定 の結論を得ましたが、本会の主張が認められなかったことは、誠に 残念なことであります。

今後につきましては、代理人弁護士と協議・検討の上、対応して まいる所存でありますので、何とぞ特段のご理解を賜りますようお 願い申し上げます。

> 平成28年3月3日 新潟県農業共済組合連合会 会長理事 五十嵐 孝